

「宮崎県沿道修景美化基本計画」の概要

1 基本計画策定の背景と目的

県では、昭和 44 年に全国に先駆けて「宮崎県沿道修景美化条例」を制定し、道路は単に輸送施設であるということにとどまらず、風景であり、情景を創る生活空間であるという理念に基づき、沿道の優れた自然景観や植物を保護するとともに、花木類の植栽を行うことによって、花と緑にあふれた道路環境の創出と保全に努めてきました。

しかし、植栽した樹木は高木化や老木化が進み、維持管理費の増加や交通安全上の懸念、周辺景観との不調和などが生じているほか、高速自動車道の開通や新たな観光地の登場などによる交通の流れと玄関口の変化など、沿道修景美化を取り巻く環境は大きく変化してきています。

そこで、平成 27 年度より、有識者や各分野の専門家等からなる検討委員会と、地域の住民や活動団体等とのワーキンググループを開催し、本県の沿道修景美化の現状と課題、及び今後の方針等について幅広く議論を行ってきました。

この委員会等でいただいた御意見を踏まえ、これまでの沿道修景美化条例の基本的な考え方は継承しながら、現状と課題について整理し、新たに今後目指していく目標像や具体的な対応方針等について定めた「宮崎県沿道修景美化基本計画」を策定しました。

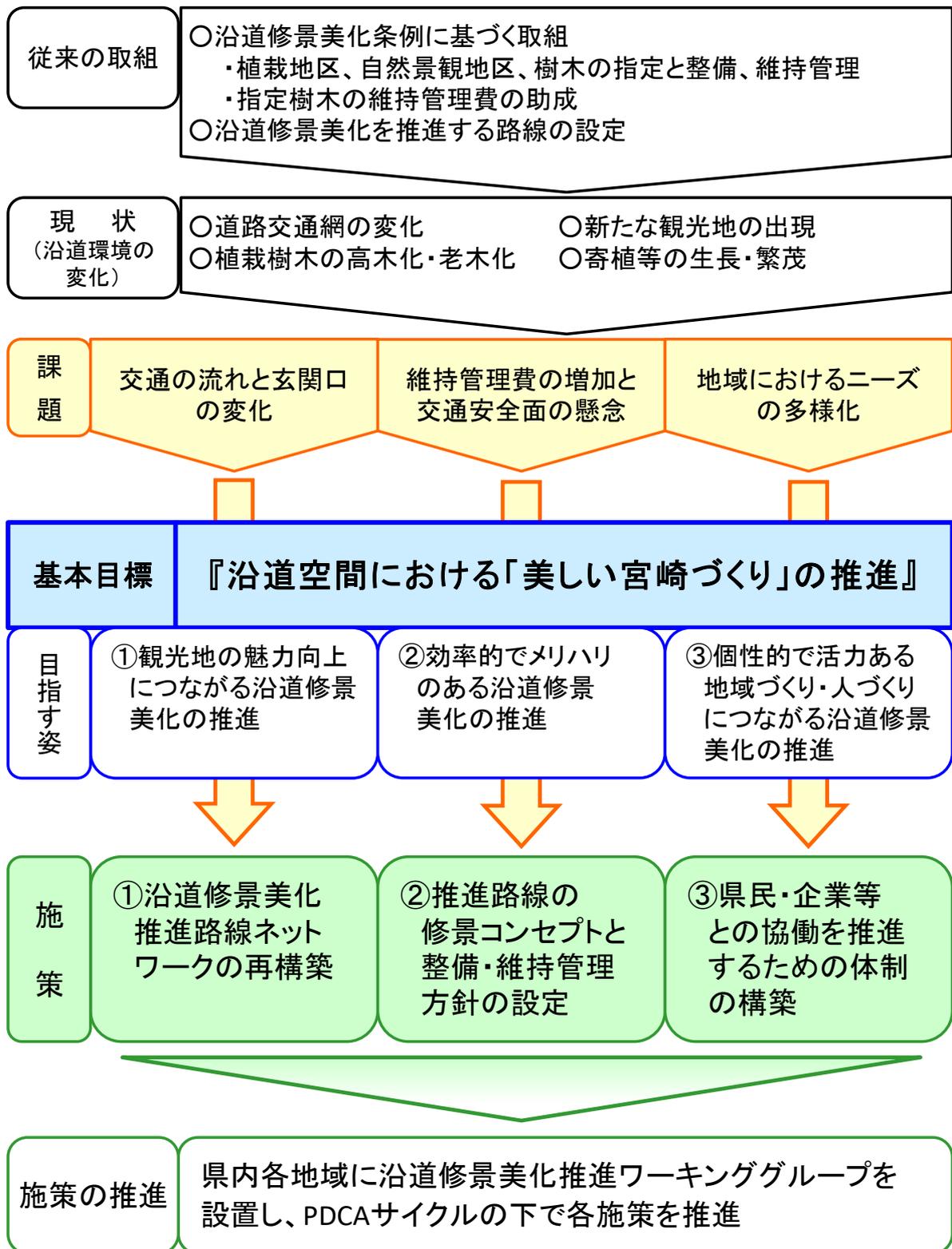
今後はこの基本計画の下で、沿道の美しい風景や地域ごとの個性を活かした効率的でメリハリのある沿道修景美化について、専門家や地域の皆様の御意見を伺いながら検討を行い、観光地の魅力向上や活力ある地域づくり・人づくりにつながる「美しい宮崎づくり」の推進に向けて、県民や企業等の皆様との協働により取り組んでいくこととしております。

2 基本計画策定に向けたこれまでの取組

平成 27 年 10 月	第 1 回検討委員会開催
12 月	第 1 回地域ワーキンググループ開催（県内 5 ブロック）
平成 28 年 2 月	第 2 回検討委員会開催
3 月	第 2 回地域ワーキンググループ開催（県内 5 ブロック）
7 月	第 3 回検討委員会開催
10 月	第 4 回検討委員会開催
12 月～1 月	計画原案についてのパブリックコメント募集
平成 29 年 3 月	「宮崎県沿道修景美化基本計画」策定
令和 3 年 1 1 月	「宮崎県沿道修景美化基本計画」改訂

3 基本計画の概要

(1) 基本計画の概念 (3ページ)



(2) 施策の内容

施策①「沿道修景美化推進路線ネットワークの再構築」 (12ページ～)

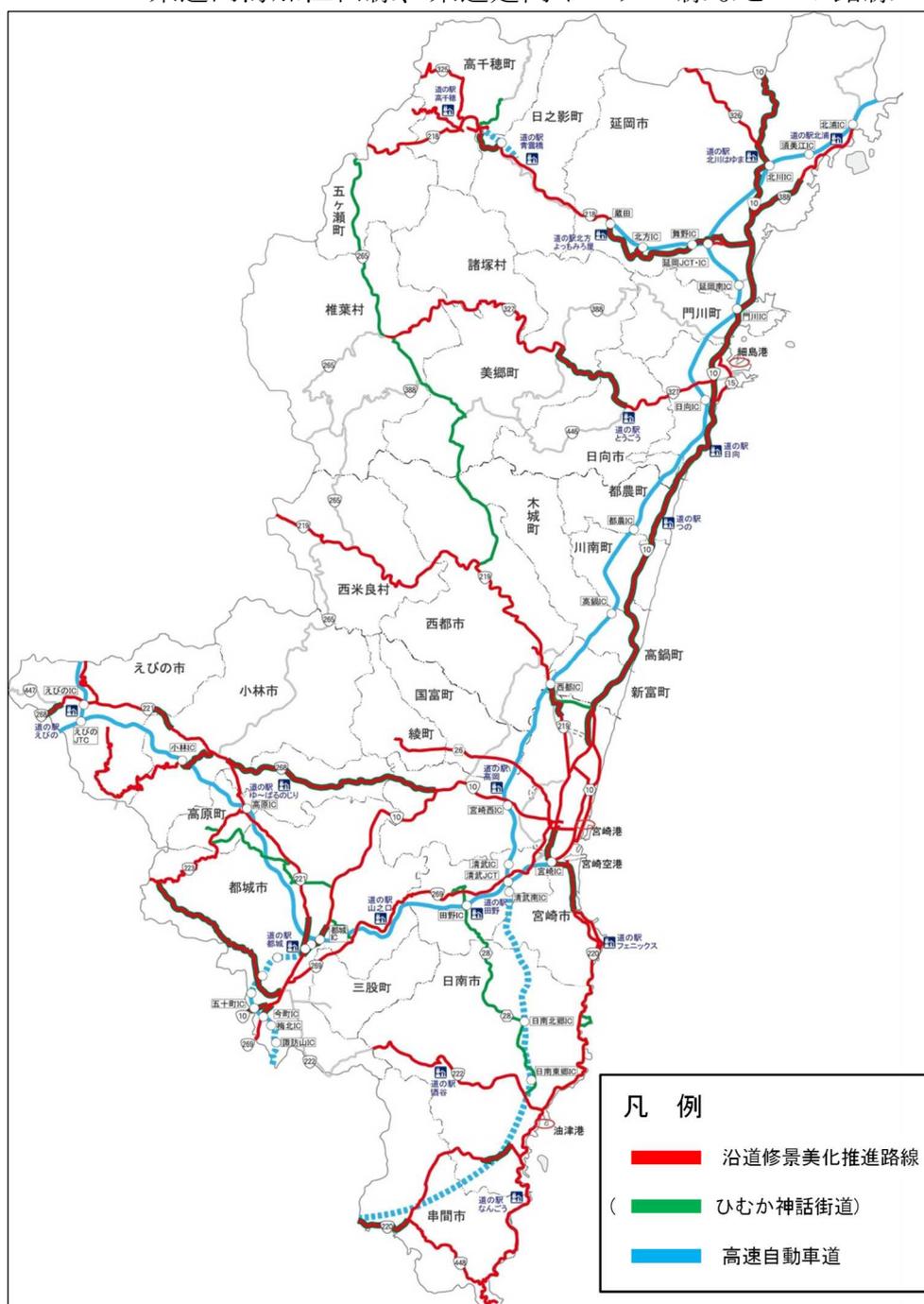
沿道修景を推進する「沿道修景美化推進路線」について、新たな高速自動車道のインターチェンジ、港湾等の交通の玄関口、及び主要な観光地等を結ぶ観光上重要な路線を追加し、計 31 路線による推進路線のネットワークを再構築します。

- ・ 主要な観光地、市街地を結ぶ路線

国道 220 号、県道小林えびの高原牧園線など 24 路線

- ・ 主要な交通の玄関口を結ぶ路線

県道内海加江田線、県道延岡インター線など 7 路線



・ 沿道修景美化推進路線のネットワーク

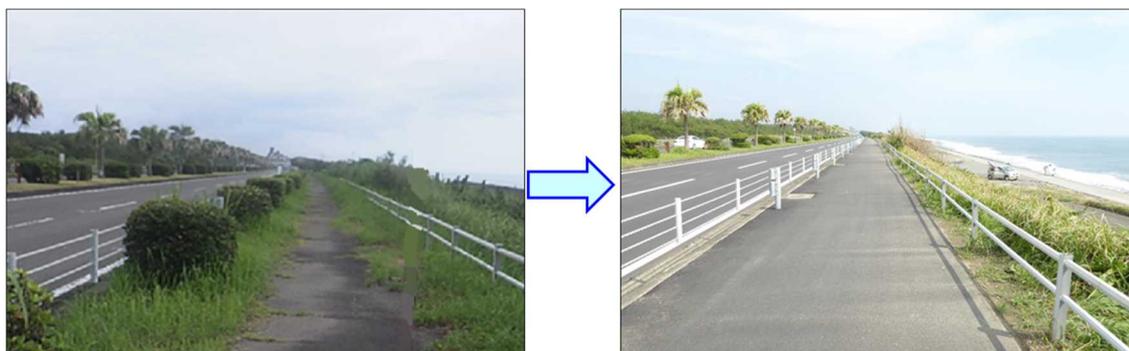
施策②「推進路線の修景コンセプトと整備・維持管理方針の設定」

(18 ページ～)

沿道修景美化推進路線について、特徴や地理的条件が一致する路線ごとにグループ化した上で、修景の目標像を示す「修景コンセプト」を定め、現状と課題について整理し、具体的な対応方針を示す「整備・維持管理方針」を設定し、地域の特性を活かした効率的でメリハリのある沿道修景美化を推進します。



・交通の玄関口における取組例（県道宮崎空港線）



・維持管理の効率化の取組例（県道一ツ葉インター佐土原線）



・伐開、除草による眺望の回復の取組例（国道10号）

施策③「県民・企業等との協働を推進するための体制の構築」

(69 ページ～)

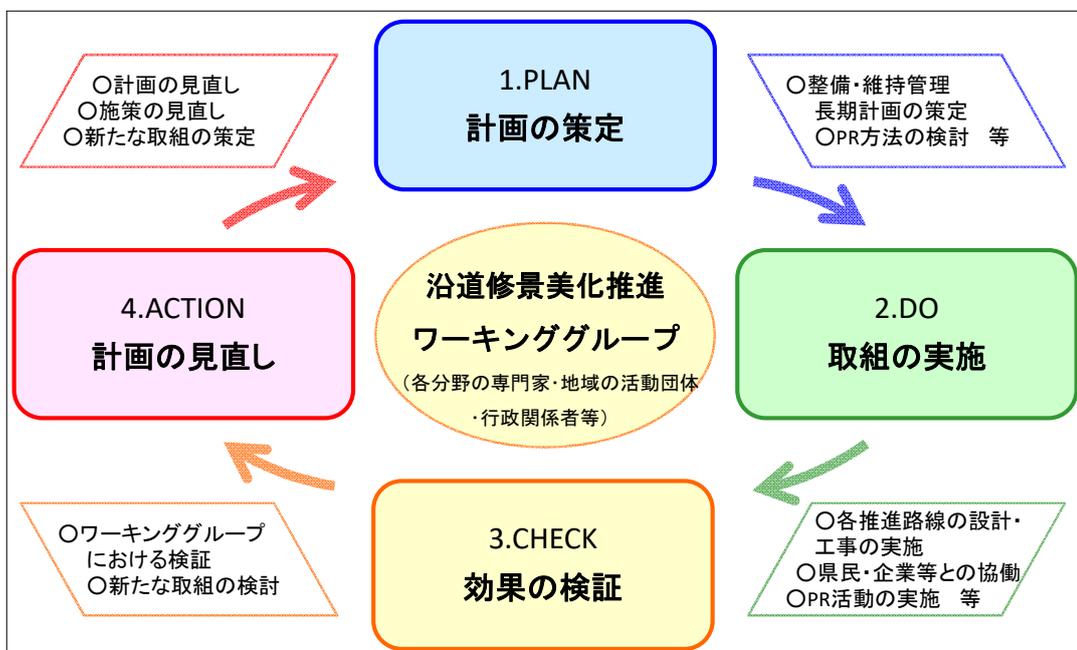
県民や企業等が県内各地で行っている修景美化活動に対し、より充実した支援を行うための既存のアドバイザー制度を活用するなど、協働を推進するための体制を構築し、活力ある地域づくりと新たな担い手の確保・育成に貢献します。



・ 県民や企業等との協働の取組例（国道 268 号、220 号）

(3) 施策の推進 (71 ページ～)

各地域において、専門家や地域の活動団体等からなるワーキンググループを設置し、沿道修景美化の取組について幅広い視点から検証を行いながら、P D C A サイクルの下で効果的に沿道修景美化を推進します。



・ 沿道修景美化推進の P D C A サイクル